

琉球大学学術リポジトリ

台湾の大法官による憲法解釈制度の概要と運用

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2021-10-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 賢, Suzuki, Ken メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/49909

台湾の大法官による憲法解釈制度の概要と運用

鈴木 賢

はじめに

現行の台湾法は、元来中国（中華民国）で制定されたものである。1930年代に南京で作られた法体系が、1949年の中華人民共和国の成立に伴って、台湾だけで効力を維持することになって今日に至っている。憲法（中華民国憲法。以下「憲法」という。）も、憲法を解釈し、法令の解釈を統一する権限を有する大法官制度も、1940年代末から中国で運用が始まった。大法官の第1号解釈は1949年1月6日に出されている。この間、国際社会における台湾の位置付けは激変し、当初は中国全体を代表する政府とされていたが、その後1970年代以降、国際的承認を次々と失い、現在では国際社会でほとんど正式な外交関係を持つ国がないという「世界の孤児」となってしまった。

国民党が中国大陸から逃れてきた当初、台湾でも一党独裁の権威主義体制を継続した。共産党との内戦が終結していない非常事態を理由として、動員戡（かん）乱時期臨時條款（1948年）¹と戒嚴令（1949年）が施行され、総統が緊急命令権の行使により憲法に依拠することなく統治するという憲法の適用停止の状態が長く続いていた。しかし、国際的承認を失いつつある時期から民主化が始まり、1990年代に完全な民主化を遂げた。外部的正統性の喪失を、内部的正統性を調達することにより補填し、政権を維持することとしたのである。1987年には戒嚴令が解除され、1991年には動員戡乱時期臨時條款が廃止され、その後1996年に最初の民選の総統として李登輝が選ばれた。その後8年ごと

* 本稿は、2020年12月4日、国立国会図書館において行った講演内容を、国立国会図書館調査および立法査査局憲法調査室・課において要約し、脚注を付した原稿をもとにしたものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年5月6日である。

1 動員戡乱時期臨時條款とは、総統の緊急命令・緊急措置権など憲法の特例を定めた法規を指す。

に政権交代が続いている（表1）。

表1 民主化後の台湾の総統

任 期	総 統	所属政党
1996年5月～2000年5月	李登輝	国民党
2000年5月～2008年5月	陳水扁	民進党
2008年5月～2016年5月	馬英九	国民党
2016年5月～	蔡英文	民進党

（出典）筆者作成。

台湾法は当初、中国法そのものであったが、中華人民共和国ではこれを旧法と呼び、建国にあたって全て廃止している。その結果、台湾だけで中華民国の法が維持されている。とはいえ、民主化後は、大法官の憲法解釈が活発に動いていることもあって、法の改廃が進み、当初南京で成立した中華民国の法体系とはかなり異なるものとなっている。

台湾は、その歴史的背景から複雑なエスニックグループにより人口が構成されている。漢民族の移住者で、日本の植民地統治前から台湾に住んでいた人々の末裔である「本省人」が約80%、漢民族が移住する以前から台湾に住んでいた先住民が約2%、戦後中国から移住した「外省人」が約10%という人口構成になっている。このうち「外省人」が、戦後しばらくの間、権力を独占し、大法官についてもほとんどが「外省人」であった。

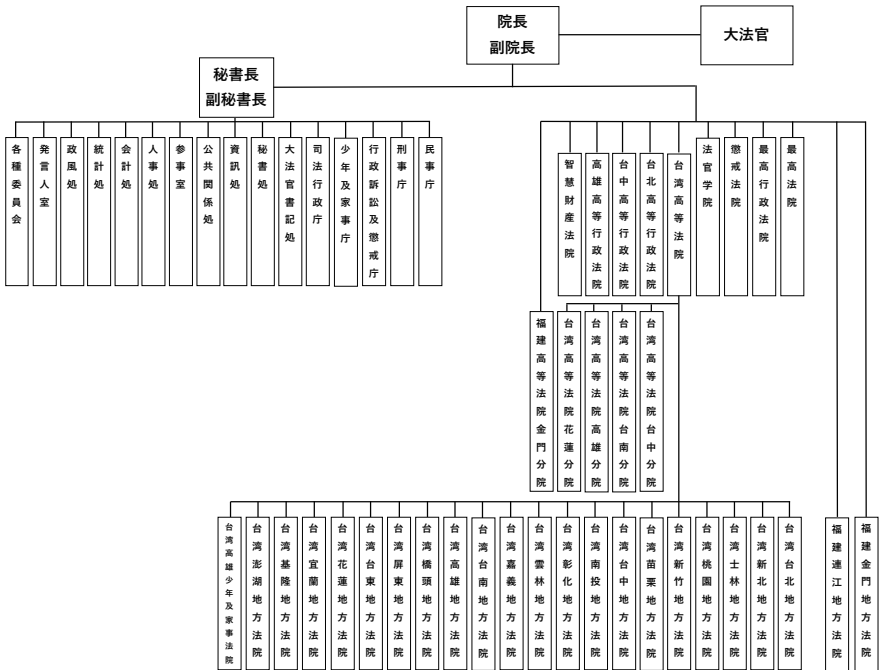
台湾法は、多くの外国法の影響を受けて発展してきた。当初は先住民の慣習的な法があり、そこに漢民族が入ってきて中国法を持ち込み、清朝の律による裁判が行なわれた。その後、1895年から50年間、日本が植民地統治を行った。その後半は日本法が直接適用され、日本法は西洋法を継受しているので、間接的に西洋法を継受したと言える。戦後、国民党の六法全書と言われる蒋介石軍がもたらした法体系もドイツや日本の影響を受けた法体系であり、日本の戦前の法に似ているところがある。その後、台湾が独自にドイツ、アメリカ、日本などから様々な法制度や学説を継受し、現在は独特な法体系を有するに至っている。2020年3月現在、台湾大学法律学院（法学部）の専任教員が博士号を取得した国の割合は、34%とドイツが最も多く、これに次いで、アメリカが

28%、日本が18%、台湾が9% という構成となっている。

1 大法官の位置付け・任命方法・任期

大法官は、司法院という司法を掌る国家機関に所属する（図1）。

図1 司法院機構図



（出典）「組織架構圖」司法院ウェブサイト <<https://www.judicial.gov.tw/tw/cp-28-1734-51688-1.html>> をもとに筆者作成。

大法官は、最終審の裁判所ではない。裁判所は、地方法院、高等法院、最高法院の三審制である。行政事件については行政法院（高等行政法院と最高行政法院の二審）が管轄する。大法官は、専ら憲法解釈および法令の解釈の統一を担当するため、抽象的な憲法判断を行う憲法裁判所に相当する存在である。

大法官の定数は、15名であり、うち1名が司法院院長で、1名が司法院副院長である（憲法増修条文²第5条第1項）。大法官は、総統が指名し、立法院（国会に相当）の同意を得て任命される（同項）。大法官の任期は8年で、再任することはできない（同条第2項）。司法院院長および司法院副院長である大法官には任期の保障がない（同項）。これまでの慣例では政権の交代があると院長および副院長も交代している。院長および副院長には、政権に近い立場の人が選ばれている。

2 大法官の資格要件

大法官に任命されるための資格は、以下のとおりである（司法院組織法第4条第1項）。

- ① 裁判官を15年以上務めたことがあり、成績が卓越している者
- ② 検察官を15年以上務めたことがあり、成績が卓越している者
- ③ 弁護士の業務を25年以上行ったことがあり、声譽が卓越している者
- ④ 大学または独立学院（単科大学）であって、教育部³が認定合格としたものの専任教授を12年以上務め、法官法第5条第4項所定の主要法律科目⁴を8年以上教授したことがあり、専門の著作のある者
- ⑤ 国際法廷の裁判官を歴任したか、學術機関⁵で公法学または比較法学の研究に従事し、權威ある著作のある者
- ⑥ 法学研究者で、政治経験豊富で、声譽が卓越している者
- ⑥は、政治家を登用するための要件であるが、現在ではこれに該当する大法官はいない。

現任の大法官のプロフィールは表2のとおりである。

2 台湾では、憲法の条項には変更を加えず、既存の条項とは別に憲法増修条文により新しい条項を加える増補方式で中華民国憲法を改正している。

3 「部」とは、行政院（内閣に相当）の下に置かれる行政機関であり、日本の「省」に当たる。

4 憲法、民法、刑法、国際私法、商事法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政訴訟法、強制執行法、破産法、その他考試院（公務員の登用試験等を行う機関）が主要科目に指定した科目を指す。

5 中央研究院など大学以外の研究所を指す。

表2 現任大法官のプロフィール

氏名	性	出身	生年	元職、専攻など	就任年月日
許宗力 (院長)	男	学者	1956	台湾大学法律学院院长、公法、ドイツで博士号取得	2016/11/1
蔡焜燉 (副院长)	男	裁判官	1953	最高法院判事、政治大学で博士号取得	2016/11/1
黄虹霞	女	弁護士	1954	台北弁護士会常任監事、弁護士会全国連合会幹事	2015/10/1
呉陳鏗	男	検察官	1954	法務部次官、最高検主任検察官	2015/10/1
蔡明誠	男	学者	1956	台湾大学法律学院院长、民法・知財法、ドイツで博士号取得	2015/10/1
林俊益	男	裁判官	1957	高等法院判事、士林地方法院長、政治大学で博士号取得	2015/10/1
許志雄	男	学者	1953	嘉義大学教授、憲法、行政院政務委員	2016/11/1
張瓊文	女	裁判官	1955	司法院副秘書長、高雄高等行政法院院長	2016/11/1
黄瑞明	男	弁護士	1955	台北弁護士会長、司法改革基金会理事長	2016/11/1
詹森林	男	学者	1957	台湾大学法律学院院长、民法、ドイツで博士号取得	2016/11/1
黄昭元	男	学者	1962	台湾大学教授、憲法、アメリカで博士号取得	2016/11/1
謝銘洋	男	学者	1957	台湾大学法律学院院长、知財法、ドイツで博士号取得	2019/10/1
呂太郎	男	裁判官	1959	司法院秘書長、法官学院院长、高等法院庭長	2019/10/1
楊惠欽	女	裁判官	1960	高雄高等行政法院院長、司法院職務法庭法官	2019/10/1
蔡宗珍	女	学者	1965	台湾大学教授、考選部長、憲法、ドイツで博士号取得	2019/10/1

(出典)「現任大法官」司法院大法官ウェブサイト <<https://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/categories/show/y3vycmvudgxp3q%3d>> をもとに筆者作成。

大法官15名のうち、学者出身が7名となっており、半分近くを占めている⁶。学者のうち、1名がアメリカで学位をとっているが、それ以外の5名はドイツで学位をとっている。公法専攻の学者に限定されることなく、最近では民法専攻の学者も大法官に任命されるようになってきている。退任した場合、同一カテゴリーのキャリアを有する人物から後任を選ぶのが慣例になっている。台湾ではジェンダー平等に対する意識が高いため、4名という女性の大法官の人数については、少ないのではないかという意見もある。「本省人」であるか「外省人」であるかの省籍の問題は、最近はあまり意識されていないと思われる。

3 大法官憲法解釈の歴史的発展

大法官の憲法解釈の歴史的発展の時代区分について、中正大学の李仁森教授は、「暗黒期」、「黎明期」、「成長期」、「成熟期」と4期に分けている⁷。

(1) 「暗黒期」(1948年～1976年)

1948年12月に第1期の大法官が就任し、1949年1月には第1号の解釈を行った。同年の秋以降に、大法官の一部が台湾に渡ったが、全員ではなかったため、1952年に7名を追加指名し、同年4月から台湾で職権の行使を開始した。この時代の解釈には、人権擁護に資するものはほとんどなく、むしろ国民党の一方独裁を正当化するような解釈を行っていた。

第31号解釈(1954年)では、中国本土に統治権が及んでおらず、非常事態のためやむを得ないとの理由から、中国で選出された第1期の立法委員(立法院の議員)および監察委員(公務員の弾劾や会計検査を所掌する監察院の構成員)の任期の延長の必要性を認め、立法委員が40年以上も改選されることの

6 司法院組織法第4条第2項は、大法官の資格要件の6つのカテゴリーのうち、いずれか1つが単独で定員の3分の1を超えてはならないと定めているが、実際には、この制限規定は厳格には適用されていない。李仁森「第4章 台湾における違憲審査制の新展開—アメリカ型か、ドイツ型かといった制度選択の論争を手がかりとして—」大沢秀介・小山剛編著『東アジアにおけるアメリカ憲法—憲法裁判の影響を中心に—』慶應義塾大学出版会, 2006, p.130.

7 李仁森「第8章 台湾」中村睦男ほか編著『世界の人権保障』三省堂, 2017, pp.163-166.

ない、いわゆる「万年国会」にお墨付きを与える解釈を行った。

「初期の大法官は国の政策に過度に協力的」であったと評する見解もある⁸。

(2) 「黎明期」(1976年～1987年)

大法官会議法(1958年)で限定的ながら国民にも大法官による解釈を要請する権利を認めた。一部の事件で人権擁護に寄与する解釈も行われた(第156号、第177号、第185号、第193号など)。

(3) 「成長期」(1987年～2003年)

大法官の解釈制度が大きく変わったのは、戒厳令が解除され(1987年)、動員戡乱時期臨時條款が廃止されてから(1991年)のことであった。1993年には司法院大法官審理案件法が制定され、1994年からは大法官の任命にあたり「外省人」を優遇する省籍配分が廃止された。民主化に伴い、憲法解釈が活発化した。以下、この時期に行われた解釈の事例を挙げる。

- ・第251号(1990年)：軽犯罪の常習者を送致して矯正を施す権限を警察に付与する違警罰法の規定が、憲法第8条(人身の自由)に適合しないとした。
- ・第392号(1995年)：拘留決定権限を検察官に集中させる旧刑事訴訟法の規定が憲法第8条(人身の自由)に反するとした。以後、裁判官に逮捕の許諾権が付与されることとなった。
- ・第365号(1994年)：民法1089条(未成年者の婚姻への同意につき、父母の意思が一致しない場合、父親に行使させるとした規定)を憲法第7条(男女平等)等の趣旨に適合しないとした。
- ・第443号(1997年)：行政院徵兵規則⁹が兵役義務未了者の海外渡航を制限していたのは、法律の授權を欠いており、憲法第10条(居住・移転の自由)に適合しないとした。
- ・第445号(1998年)：集会デモ行進法の不許可要件(共産主義または国土

8 梁家昊「萬年國會、同性婚姻都是他們說了算—守護民主人權七十年的憲法與大法官—」『故事』2020.8.20. <<https://storystudio.tw/article/gushi/constitution-justice-human-rights/>>

9 「規則」は、行政機関が法律にもとづいて制定する法規命令の名称の1つである(中央法規標準法第3条)。

分裂を主張する言論、国家の安全、社会秩序または公共利益に危害をもたらすおそれのあるものなどを憲法第11条(表現の自由)または第14条(集会の自由)に内在する行政による事前抑制の禁止という趣旨に反するとした。

(4) 「成熟期」(2004年～)

台湾の憲法は1946年に制定されたため、新しい人権が規定されていないが、2004年以降の大法官の憲法解釈が新しい人権のバリエーションを豊富にすることを先導した。

なお、2000年の憲法改正により、期別制が廃止され¹⁰、大法官の任期が8年となり、再任はできないこととされた。同年には政権交代も経験し、様々な違憲判断が出るようになり、憲法解釈が活発化した。その具体例は、次のとおりである。

- ・第603号(2005年)：プライバシー権が憲法第22条に規定する自由権¹¹に含まれると判断した。
- ・第709号(2013年)：都市再開発法について、利害関係者に意見陳述の機会を与えていないことなどを、憲法の命じる行政上の適正手続に適合しないとして違憲とした。
- ・第710号(2013年)：台湾地区および中国大陸地区人民関係法に規定する中国からの入国者に対する強制措置につき、人身の自由を侵害するおそれがあり、憲法第23条の比例原則に反し、第8条の人身の自由の保障の趣旨にも適合しないとして違憲とした。

10 それまでは、大法官の任期は9年(再任可)とされ、任期中に欠員が生じた場合には、後任の大法官の任期は残任期間とされていた。したがって、再任があるとはいえ、9年ごとにすべての大法官の交代が行われる形となっていた。これにより、2003年までの大法官の時期区分については「第〇期大法官」と呼んで区別することがある。

11 憲法第2章「人民の権利義務」中、第7条から第21条までは法の下での平等や人身の自由等の各種の自由および権利を規定し、第22条は「およそ人民のその他の自由および権利は、社会の秩序、公共の利益を妨害しない限りにおいて、等しく憲法の保障を受ける。」と規定している。

（5）憲法法廷への改組（2022年1月4日～）

2019年1月4日、憲法訴訟法が制定され、同法は2022年1月4日から施行されることになっている。現在、憲法解釈および法令の解釈の統一は大法官会議において行われているが、2022年1月4日からは、憲法法廷（後で述べる通り、現在は、専ら総統・副総統の弾劾および違憲政党の解散の際に組織するものとされている。）において行われることとなった。裁判に対する違憲審査も可能になり、終局判決の変更を直接憲法法廷が行うこととされた。これに伴い、尋問等を行わず単に大法官が集まって会議する会議形式から対審的構造に近い「審理」となり、憲法訴訟の「法廷化」が図られる予定である。現在は、大法官が発する解釈を「第〇号解釈」と呼んでいるが、今後は「判決」となる。憲法訴訟法の章立ては、以下のとおりである。

- 第1章 総則
- 第2章 一般手続規定
- 第3章 法規範憲法審査および裁判憲法審査事件
- 第4章 機関争議事件
- 第5章 総統、副総統弾劾事件
- 第6章 政党違憲解散事件
- 第7章 地方自治保障事件
- 第8章 法律および命令解釈統一事件

4 大法官が審理する事件

大法官は、①憲法解釈、②法律、命令に関する解釈の統一、③総統、副総統の弾劾、④違憲政党の解散の4つの類型の事件を審理する（憲法第78条、憲法増修条文第5条第4項）。

憲法解釈については、さらに3つの類型に分けられる。(a) 憲法の適用に関して疑義が生じた事項、(b) 法律、命令などと憲法との抵触の有無に関する事項、(c) 地方法規と憲法との抵触の有無に関する事項について解釈を示す（司法院大法官審理案件法第4条）。

①憲法解釈と②法律、命令に関する解釈の統一については、会議方式で審理する（司法院大法官審理案件法第2条。ただし、前に述べたとおり、2022年1

月4日からは、憲法法廷で審理することになる。) 1992年の憲法改正によって追加された権限である総統・副総統の弾劾と違憲政党の解散については、裁判の当事者が存在するため、憲法法廷を組織して審理する(憲法増修条文第5条第4項)。ただし、憲法法廷で審理した事件は、きわめて稀である¹²。

5 憲法解釈の申請権者

憲法解釈の申請権者は、①中央または地方機関¹³、②法人、市民または政党、③総定員の3分の1以上の立法委員、④最高法院または最高行政法院である(司法院大法官審理案件法第5条)。

表3および表4は、2018年および2019年の解釈申請(法律、命令の解釈の統一の申請も含む。)の主体別の受付件数と処理済件数を示したものである。表中、「機関申請」は①および③の申請権者からの申請、「国民申請」は②の申請権者からの申請、「裁判官申請」は④の申請権者からの申請を示している。近年は国民申請が多くなってきており、2018年までの新規の申請は多くて300～400件台を推移していたが、2019年には600件を超えた。

表3 大法官解釈事件処理統計(2018年)

		機関申請		国民申請		裁判官申請		総計	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
受付件数	前年からの繰越し	12	1.19	429	42.6	74	7.35	515	51.14
	新規	12	1.19	441	43.79	39	3.87	492	48.86
	計	24	2.38	870	86.4	113	11.22	1,007	100

12 司法院大法官審理案件法は、違憲政党の解散を審理する憲法法廷のみを規定しているが、実際には、憲法解釈または法令の解釈の統一を審理するための口頭弁論の場として憲法法廷が組織されることがある。このような例として8件の事件があったとされる。李仁淼「違憲審査における仮の救済—日本の憲法訴訟と台湾の大法官による憲法解釈の動向—」『阪大法学』64巻5号, 2015.1, pp.503-504.

13 これまで申請が認められた機関としては、総統府、立法院、行政院、監察院、考試院、中央銀行、県議会等があり、県・市政府といった地方自治体についても地方制度法が解釈申請の権限を有すると規定している。李 前掲注(6), p.134.

処理済 件数	解釈公布	2	0.54	11	2.96	1	0.27	14	3.77
	不受理	6	1.62	344	92.72	3	0.81	353	95.15
	撤回	0	0	0	0	0	0	0	0
	併合	0	0	4	1.08	0	0	4	1.08
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8	2.16	359	96.77	4	1.08	371	100
繰越件数		16	2.51	512	80.38	109	17.11	637	100

（出典）「司法院大法官解釋案件收結年度統計暨百分比表」2019.4.1. 司法院ウェブサイト <<https://cons.judicial.gov.tw/jcc/Uploads/files/107司法院大法官解釋案件收結年度統計暨百分比表.pdf>> をもとに筆者作成。

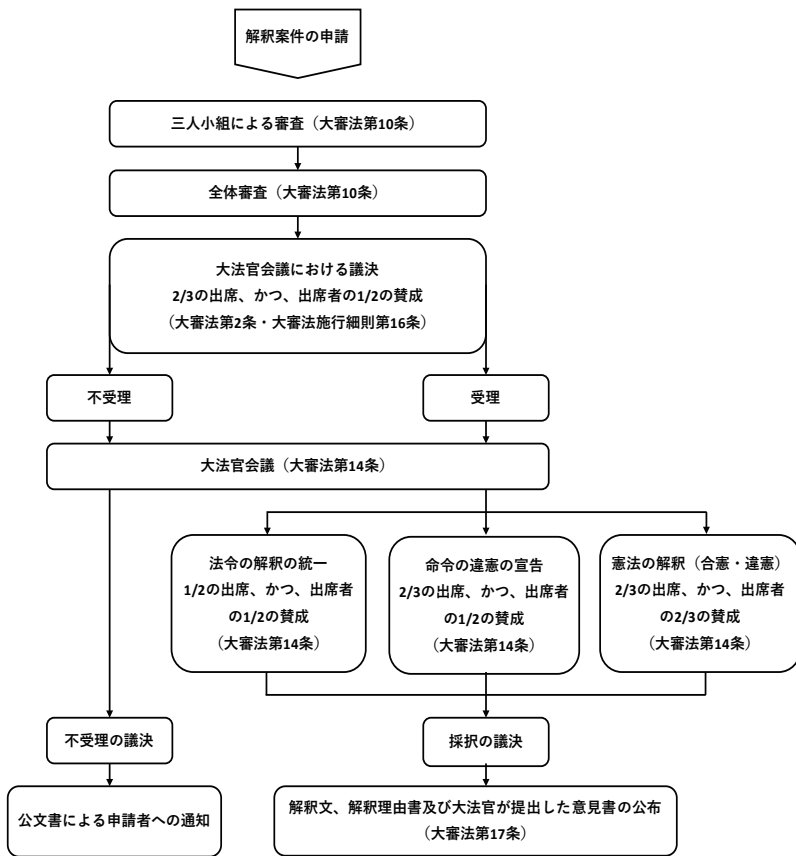
表4 大法官解釋事件処理統計（2019年）

		機関申請		国民申請		裁判官申請		総計	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
受付件数	前年からの繰越し	16	1.27	512	40.51	109	8.62	637	50.4
	新規	3	0.24	563	44.54	61	4.83	627	49.6
	計	19	1.5	1,075	85.05	170	13.45	1,264	100
処理済 件数	解釈公布	4	0.62	8	1.24	2	0.31	14	2.17
	不受理	9	1.4	574	88.99	18	2.79	601	93.18
	撤回	0	0	0	0	0	0	0	0
	併合	0	0	8	1.24	21	3.26	29	4.5
	その他	1	0.16	0	0	0	0	1	0.16
	計	14	2.17	590	91.47	41	6.36	645	100
繰越件数		5	0.81	485	78.35	129	20.84	619	100

（出典）「司法院大法官解釋案件收結年度統計暨百分比表」2020.4.9. 司法院ウェブサイト <<https://cons.judicial.gov.tw/jcc/Uploads/files/108年報表.pdf>> をもとに筆者作成。

解釈案件の処理手続の流れについては図2のとおりである。まず解釈案件は三人小組で受理・不受理に関する審査を受ける。次に全体審査にかけられ、表決が行われる。受理の可否を審査する会議では、大法官の3分の2以上の出席の下、出席者の2分の1以上の同意で受理か不受理かが決定される。受理が決定されると大法官会議が開催される。解釈案件のタイプにより結論に必要なとされる要件が異なり、一番厳しい議決要件が課されるのは、法律の憲法解釈の場合である。大法官の3分の2以上の出席の下、出席者の3分の2以上の同意で合憲か違憲かの結論を出す。

図2 大法官解釈審理手続の流れ



(注)「大審法」は「司法院大法官審理案件法」の略、「大審法施行規則」は「司法院大法官審理案件法施行規則」の略。

(出典)「審理程序」司法院大法官ウェブサイト <<https://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/categories/aprp/cmv2awv3chjvy2vzcw%3d%3d>> をもとに筆者作成。

解釈文には個々の大法官が少数意見を付することができる。最近は非常に大なる少数意見が出されるようになってきている。反対意見、一部反対意見、補足意見などのバリエーションがある。

6 積極的な憲法解釈

表5は、第218号（1987年）から第650号（2008年）までの解釈と第651号（2008年）から第724号（2014年）までの解釈における合憲・違憲の割合を調査したものである。それによると、前者については、合憲判断が48.5%、違憲判断が34.6%となっていたのに対し、後者については、合憲判断が36.5%、違憲判断が54.1%となっている。

表6は、表5で調査対象とした解釈の違憲判断のうち、即時失効の解釈と期限付き失効の解釈¹⁴の割合を分析したものである。これによると第218～650号解釈では、即時失効が70%、期限付き失効が30%、第651～724号解釈では、即時失効が40%、期限付き失効が60%となっている。

したがって、近年は違憲解釈の割合が増えているが、その違憲解釈の多くは期限付き失効であるということになる。第218～724号の解釈の中には69件の期限付き違憲解釈があり、そのうち、3年の期限が2件、2年が22件、1年が30件、6か月が6件、1か月が1件となっている。

表5 大法官解釈における合憲・違憲判断の割合

	合憲		違憲		その他		計
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	
第218号解釈(1987)～ 第650号解釈(2008)	210	48.5	150	34.6	73	16.9	433
第651号解釈(2008)～ 第724号解釈(2014)	27	36.5	40	54.1	7	9.5	74

（出典）陳春生『釋字第七二五號解釋部分協同部分不同意見書』p.10 <<https://www2.judicial.gov.tw/FYDownload/uploadfile/C100/725部分協同部分不同意見書.pdf>>をもとに筆者作成。

14 「即時失効（即時失效）」の解釈とは、解釈の公布の日から違憲と判断した法令を失効させるものであり、これが原則とされる。「期限付き失効（定期失效）」の解釈とは、立法院または行政府による対応を可能にするために、違憲と判断した法令の失効まで、一定の猶予期間を設けるものである。陳新民『憲法學釋論 新九版』陳新民，2018，pp.593-594.

表6 大法官の違憲解釈の内訳

	即時失効		期限付き失効		計
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	
第218号解釈(1987)～ 第650号解釈(2008)	105	70	45	30	150
第651号解釈(2008)～ 第724号解釈(2014)	16	40	24	60	40

(出典) 陳春生『釋字第七二五號解釋部分協同部分不同意見書』p.10 <https://www2.judicial.gov.tw/FYDownload/uploadfile/C100/725部分協同部分不同_上網_-陳春生大法官.pdf> を基に筆者作成。

7 重要解釈例

重要な解釈例につき、特に著名な違憲解釈と近年の違憲解釈を中心に紹介する。

(1) 第261号解釈 (1990年)

1947年から1948年にかけて中華民国全体で選挙された第1期中央民意代表(立法委員等)の任期が無期限で延長されてきたが、その任期は1991年12月31日をもって終了し、政府は適時に選挙を実施すべきであるという解釈を示した。これにより立法委員の全面改選が実現した。大法官が民主化の決定的な推進者となった。

(2) 第748号解釈 (2017年)

同性間の婚姻を許容していなかった民法の規定が、憲法第22条が保障する婚姻の自由¹⁵および第7条が保障する平等権の趣旨に反するという解釈を示した。同時に、この解釈の公布の日から2年以内に、この解釈に従った法律改正または法律の制定を求めた。この期限が過ぎてもこれらが行われなかった場合には、現行法に従って同性婚を成立させることができるという解釈も示した。

このように同性婚を許容するか否かは立法裁量の範囲内であるという判断を

15 大法官は、同条に規定する自由権(前掲注(11)参照)には婚姻の自由も含まれると解釈してきた。

とらなかったわけであるが、司法が決着させた理由について解釈理由書では次のとおり記されている。「立法（ないし法改正）による決着がいつになるかが見通せず、本件要請者の人民の重要な基本権の保障にかかわることから、本院は憲法上の職責を尊重し、（中略）人民の基本的権利の保障および自由民主、憲政秩序など憲法上の基本的価値の擁護の観点から、適時に拘束力のある司法判断を下すこととした。」

（3）第791号解釈（2020年）

刑法第239条（姦通罪）は、憲法第22条が保障する性的自主権に対する制限であり、憲法第23条の比例原則に符合せず、刑事訴訟法第239条但書（配偶者を姦通罪で訴え、それを取り下げた場合、取下げの効果は姦通相手には及ばないという規定）は、憲法第7条が保障する平等権の趣旨に違背するという解釈を示し、これらの規定の即時失効を宣告した。

世論調査によると台湾国民の多数が姦通罪の廃止に反対している¹⁶。この事例からは、世論に反してでも法に照らして正しい解釈を通そうとする大法官の意思を読み取ることができる。

おわりに

最後に、憲法裁判における日本と台湾の相違について述べる。

台湾の大法官は、日本の最高裁判所のような通常の司法裁判所ではなく、憲法裁判所型の機関である。大法官の任務は主として憲法判断にあることから、ここで役割を果たさなければ大法官としての存在意義がないという自覚を持っていると思われる。

大法官の半数は学者であり、解釈における少数意見は、外国の文献を引用するなど学術論文のような体裁を取ることが多い。

台湾の大法官は、数多くの違憲判断を示しているが、このように違憲判断が多い理由としては、①選挙による定期的な政権交代があり、時の政権に配慮す

16 「大法官が違憲と判断、姦通罪が廃止に」2020.6.1. TAIWAN TODAY ウェブサイト
<<https://jp.taiwantoday.tw/news.php?unit=148,149,150,151,152&post=178458>>

ることなく判断を下せること、②権威主義体制時代の法律が残っているため、今日では違憲と判断せざるを得ない法律が多いこと、③比較法、外国の動向に敏感であること（大多数の国から国家として承認されていない台湾にとっては、特に人権に敏感であることが国際社会で存在感を主張するために必要であるという意識が働いているのではないか¹⁷⁾、④大法官は主張を聞いてくれる機関であるという期待が住民にあり、大法官はこうした社会の期待に応えなければならぬという自覚を持っていることを挙げるができるであろう。

④で指摘した点に関連して、35年間にわたって大法官を務めた翁岳生氏¹⁸⁾の言葉を引用して、本稿の締めくくりとしたい。

「人権保障は、憲法が大法官に与えた最も神聖な使命である。国会が民主的手続の多数決により制定した法律は、人権の核心的領域を制限することはできない。従って、大法官は人権保障の最後の砦である。」¹⁹⁾

*本稿は日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）19H01407「中国の権威主義体制下における法の役割についての比較研究」による成果の一部である。

17 大法官が取り組む次の大きなテーマは、死刑の合憲性であると考えられる。既に解釈申請は行われている。世論調査では死刑廃止賛成は少数派であるため、第791号解釈と同様に、世論に反してでも大法官が違憲の判断を下すかどうかが目される。

18 1972～2007年（35年間）まで大法官、うち1999～2007年は司法院長を務めた。

19 翁岳生「日本台湾学会第12回学術大会記念講演 司法院大法官の解釈と台湾の民主政治・法治主義の発展」『日本台湾学会報』13号, 2011.5, p.157.